

1 予約

- ・ホームページの各キャンプ「ご予約フォーム」ボタンより、ご希望のキャンプをご予約ください。
※参加者の保護者様からのみ受付いたします。(お友だちの分の予約はできません)
- ・ご予約いただいた方に、手続資料を郵送いたします。

2 申込

- ・郵送された資料をご確認いただき、指定の期日までに次の2つの手続きをおこなってください。

①参加費の振込 → 参加費を指定の口座へお振込みください。

②申込書/同意書の提出 → 必要事項をご記入の上、ご返送ください。

- ・**①と②の手続きが確認できた時点で、お申込の成立となります。**

③事前調査票の提出 → 必要事項をご記入の上、指定の期日までにご返送ください。

3 最終資料の送付 (宿泊コースのみ)

- ・お申込が成立された方には、出発日の10日前を目安に最終日程表等の資料を郵送いたします。
※移動手段が決定している場合、または出発間近でのお申込の場合は、最終日程表を手続資料に同封します。

4 キャンプ当日

- ・体調を整え、期待と夢をふくらませて集合場所へお越しください。

▼▲▼▲▼▲▼▲ 取引条件説明書(予約後に郵送)と共にお申込みの前に必ずお読みください。▼▲▼▲▼▲▼▲

【募集型企画旅行契約】

F E A 福岡サマーキャンプ 2024 (宿泊コース) は、ふくおか野外活動企画 (以下「当方」と言います) が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当方と募集型企画旅行契約を締結することになります。

【申込の成立について】

申込書が到着し、参加費の入金の確認が取れた時点で申込が成立します。

【取消料について】

お申込後、お客様のご都合により参加を取消される場合は、出発日の前日から起算した日数により、お1人につき下記の料率で取消料を申し受けます。※21日以前は不要

20～8日前*	7～2日前	前日	当日	出発後
20%	30%	40%	50%	100%

*日帰り旅行にあつては10～8日前

【参加費に含まれるもの、含まれないもの】

宿泊コースは、案内に明示した日程の交通費、宿泊費、食費(1日目の夕食から最終日の昼食まで【壱岐に行くキャンプは最終日の夕食まで】)が含まれます。また宿泊・日帰りコースともプログラム費及び消費税等諸税が含まれます。行程に含まれない交通費、飲食費、お土産代などの個人的費用は含まれません。

【旅行の催行について】

最少催行人員の表記があるキャンプについては、最少催行人員に満たない場合、当方は旅行の催行を中止する場合があります。中止する場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰りは3日目)にあたる日より前までに連絡します。

【添乗員について】

添乗員は同行しませんが、全行程にプログラム指導者が同行します。

【旅行条件・参加費の基準】

この旅行条件は2024年10月10日を基準としています。この参加費は2024年10月10日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

～ 手続に関するお問合せ/お申込み先 ～

旅行企画・実施

ふくおか野外活動企画

〒814-0022

福岡県福岡市早良区原 1-37-21-101

Tel 092-984-3234

Eメール f-yagaikikaku@tsm.bbq.jp

福岡県知事登録旅行業地域-921号

国内旅行業務取扱管理者 徳永 英幸

～ キャンプ内容に関するお問合せ ～

プログラム企画・運営

体験活動協会 F E A

Tel 092-984-3111

Eメール info@fea.fukuoka.jp

URL <https://fea.fukuoka.jp/>

〒814-0022 福岡県福岡市早良区原 1-37-21-101

●募集型企画旅行 取引条件説明書●

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面及び旅行契約が成立した場合は同法第12条の5による契約書面の一部となります。お申込みの前に必ずお読みください。

1. 募集型企画旅行契約

この旅行は、ふくおか野外活動企画（以下「当方」と言います）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当方と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」と言います）を締結することになります。契約の内容・条件は下記によるほか、最終日程表及び旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。なお、①旅行代金の額、②旅行の目的地及び出発日その他日程に関する事項、④お客様が提供を受けることができるサービスの内容（運送、宿泊、食事の内容）、⑤最少催行人員、以上5項目については別紙チラシ等をご参照ください。

2. お申込みと契約の成立時期

- 旅行の企画書面（募集チラシ）及びWEBサイトにある所定の申込方法に従ってお申込みいただけます。
- 未成年者のお申込みは、親権者の同意が必要です。
- 旅行代金（参加費）の支払いは、当方が指定する方法で当方が指定する期日までにお支払いください。
- 旅行契約は、当方が契約の締結を承諾し、申込書の受領及び旅行代金（参加費）のお振込が確認できた時に成立するものとします。

3. 契約内容の変更と旅行代金の変更

- 当方は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運行サービスの提供その他当方が関与し得ない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。
- 著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。

4. お客様による旅行契約の解除（取消料がかかる場合）

旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取消しになる場合は、下記の取消料を払って旅行契約を解除することができます。

- 旅行出発日の前日から起算して21日前まで → 不要
- 旅行出発日の前日から起算して20日前まで（日帰り旅行にあっては10日前まで） → 旅行代金の20%
- 旅行出発日の前日から起算して7日前まで → 旅行代金の30%
- 旅行開始日の前日 → 旅行代金の40%
- 旅行開始当日 → 旅行代金の50%
- 旅行開始後の解除又は無連絡不参加 → 旅行代金の100%

取消料の対象となる旅行代金とは企画書面に記載した旅行代金（参加費）に追加料金のある場合は追加料金を加えた合計金額です。

5. お客様による旅行契約の解除（取消料がかからない場合）

- 旅行計画内容に重要な変更が行われた時
 - 旅行開始日又は終了日の変更
 - 入場する観光地、観光施設の変更（天候によるプログラムの変更、および野外活動の場所やそれに付随する施設の変更は、これに当たりません。）
 - 宿泊機関の種類又は名称の変更
 - 宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他客室条件の変更
- 旅行代金（参加費）が増額された場合
- 当方が確定日程を表記の日までに交付しない場合
- 当方の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能になった時

6. 当方による旅行契約の解除・払戻

次の場合当方は旅行契約を解除することができます。

- 旅行代金（参加費）を期日までにお支払いいただけない時
- 申込条件の不適合
- 団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能な時
- 当方は、旅行代金（参加費）のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を既に履行された旅行サービスに対する金額を差し引いたものをお客様へ払戻します。

7. 催行中止

お客様の人数が最少催行人員に満たない場合、1泊以上の旅行は旅行開始日の14日前まで、日帰り旅行は旅行開始日の4日前までに、旅行を中止する旨をお客様に通知し、当該旅行代金（参加費）全額を払戻します。

8. 当方の責任

当方がお客様に損害を与えた時は損害を賠償いたします。お荷物に関する損害賠償限度額は15万円（ただし、当方に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません）です。また、次の場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他当方の関与し得ない事由により損害を被った時。

9. 特別補償

当方はお客様が当旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規定により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として通院日数により2万円～20万円、退院見舞金として通院日数により1万円～5万円、携行品にかかる損害補償（15万円を限度）を支払います。

10. 旅程保証

旅行日程に下表に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）の規定により、その変更内容に応じて旅行代金（参加費）に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金（参加費）の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件当たりの率 旅行開始	
	前	後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含む）その他の旅行の目的地の変更	1.5	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	1.0	2.0
6. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

11. お客様の責任

- お客様の故意又は過失により当方が損害を被った時は、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
- お客様は当方から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識した時は、旅行先で速やかに当方または旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

12. お客様の交替

お客様は契約上の地位を第三者へ譲渡することができます。その場合、出発前日までに、譲渡される方（契約者）からその旨を当方にご連絡ください。また、譲渡を受けた方が申込みの条件を満たさない場合は、「4. お客様による旅行契約の解除（取消料がかかる場合）」となります。

13. 保護処置の実施

当方は、旅行中にお客様が疾病、傷害などにより保護を要する状態にあると認められた時は、必要な処置を講ずることがあります。この場合において、これが当方の責に帰すべき事由によるものでない時は、当該費用を当方が指定する期日までに当方の指定する方法で支払わなければなりません。

14. 個人情報の取り扱いについて

当方は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、旅行者との連絡のために利用させていただくほか、旅行者がお申込みいただいた旅行において郵送・宿泊機関等の提供サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

このほか、当方は

- 当方と連携する企業・団体の自然体験活動に関する情報のご案内。
- 旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。
- アンケートのお願い。

等に旅行者の個人情報を利用させていただくことがあります。

15. 旅行業務取扱管理者

お客様の旅行を取扱う営業所での取引責任者です。ご不明の点がありましたら、旅行業務取扱管理者にご質問ください。

ふくおか野外活動企画

福岡県知事登録旅行業地域-921号

国内旅行業務取扱管理者 徳永 英幸

〒814-0022 福岡県福岡市早良区原1-37-21-101

Tel 092-984-3234